

- ④ 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長会議（平成21年2月12日）で「失業者等に対する保険料減免について」と助言されているように、失業や事業の休廃止等により収入が激減した人への保険料の減免制度を創設して下さい。

(回答)

①で述べたとおり、税率改定を行うなか、現在の厳しい経済情勢を勘案し、自己の責めによらない理由での失業・事業の休廃止、納税義務者の死亡・長期入院等で所得が激減し、生活が著しく困難になった場合に対しては、平成22年度から市独自の減免制度を創設しました。

(2)保険料(税)滞納者への対応について

- ① 直ちに18歳までの子どものいる世帯、母子家庭や障害がある人がいる世帯、病弱者のいる世帯には、資格証明書の発行を中止してください。

(回答)

本市では、短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付要領により、これまで重度心身障害者医療、母子医療の対象者及び15歳以下の子供には、保険税を滞納している場合でも資格証明書を発行しないこととしていましたが、平成22年7月からは18歳以下の子供に対象を拡大いたしました。

その他、特別な事情がある場合には窓口に相談していただければ、資格証明書を交付しない取扱もしております。

- ② 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(回答)

本市では、短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付要領により、前年以前の未納が4期以上有る場合に短期被保険者証を交付することとなっていますが、納付交渉経緯により直ちに完納が見込める場合には、通常の被保険者証を交付しています。

- ③ 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなどの制裁行政をしないでください。

(回答)

国民健康保険制度は、相互扶助・受益者負担が原則となっており、被保険者の受益に応じた一定額と、所得・資産に応じた額を保険税として公平に負担しあうことにより成り立っているものです。

納税課においては、常時、納税相談を受け付けており、納付が困難な方の把握とその対応に努めているところですが、所得や資産があるにもかかわらず納税相談に応じなかったり、協議の上約束した支払を連絡無く滞った場合など、滞納処分により収納を図っているのは悪質な場合に限られております。